

ニュースナビ

今月のテーマ

障害者総合福祉法 骨格提言まとまる！

学び、運動するポイントとは？

本誌特報部

8月30日、制度改革推進会議総合福祉部会（佐藤久夫部長）は、総合福祉法骨格提言をまとめた（資料参照）。これは自立支援法違反訴訟の「基本合意文書」に続く公文書です。ポスト自立支援法の実現に向けこれから最大の山場を迎えます。

さまざまな地域で、学習と大きな連帯した運動が求められます。骨格提言のポイントを紹介します。

骨格提言をまとめた第18回総合福祉部会



提言がまとまったことを喜ぶ訴訟団の傍聴者のみなさん



「基本合意文書」に続く 歴史的な公文書

骨格提言は障害者権利条約と自立支援法違反訴訟団との基本合意文書を「2つの指針」としてまとめました。最大の成果は、わが国のほとんどの障害者団体を代表する55名の構成員が割れることなく正規の答申書・公文書として骨格提言を期日までにまとめあげたことでしょう。

今後、法案原案の作成は厚労省が担います。骨格提言は、谷間の障害、程度区分、応益負担などの問題解決にむけ、大きくさびとなるでしょう。そして、早春には政府立法が、5月の連休明けには国会審議が大詰めをむかえます。

しかし、政治は混沌としています。与党民主党のかかげたマニフェストは障害分野を除くとほとんどが破綻しています。消費税を含む増税と社会保障削減の「税と社会保障一体改革」の大きな流れは、「障害者」のみを例外としません。障害分野の「尊厳を守る」闘いは、高齢者、子どもなど社会

保障全体と連動しています。

こうしたなか、10月28日には、かつてなく大連合した大規模な全国集会が日比谷で開催されます。この中央集会と呼応して各地での「地域フォーラム」の動きもはじまっています。自立支援法訴訟団は、政府との「定期協議」の年内開催を求めています。

政治を動かすのは、私たちの連帯した運動と大きな世論です。総合福祉部会を欠かさず傍聴していた埼玉や東京の訴訟団。原告補佐人の深沢智子さんは、「しっかり提言を学習して、これに基づいた総合福祉法をつくらせましょう」。

◆骨格提言の概要

「はじめに」は、権利条約と基本合意の「2つの指針」、平等と公平や、谷間や空白解消など「6つのポイント」が強調されています。

Iの「骨格提言」は1、10、II「実施への道程」、III「関連する他の法律と分野」の3部構成です。

1 法の理念・目的・範囲は、地域で生活を営む権利を明らかにし

保障するための自治体の責務を明らかにしています。介護保険の関係では、統合へのくさびを入れ、「選択」ではなく、支援が継続されるようにまとめられました。

2 障害の範囲は、改正障害者基本法で合意。具体的な姿は今後の検討

本法の議論でも「谷間つくりな

い」を合意。慢性疾患にともなう機能障害含むに。

3 支給決定は、大きな変更です。障害程度区分を使わない方向で合意。具体的な姿は今後の検討

資料＝障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言概要

骨格提言の基礎となった2つの指針 ①障害者権利条約／②基本合意文書
総合福祉法の6つのポイント

①障害のない市民との平等と公平 ②谷間や空白の解消 ③格差の是正 ④放置できない社会問題の解決 ⑤本人のニーズにあった支援サービス ⑥安定した予算の確保

I 障害者総合福祉法の骨格提言

1 法の理念・目的・範囲 ・基本的人権の尊重と平等 ・障害の有無によって分け隔てられることない共生する社会 ・保護から権利主体へ、医学モデルから社会モデルへの転換 ・地域で自立した生活を営む権利 ・介護保険との関係	2 障害（者）の範囲 ・対象とする障害者（障害児を含む）は、障害者基本法に規定する障害者 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む	3 選択と決定（支給決定） ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される ・協議調整により必要十分な支給量の保障 ・合議機関の設置と不服申立
4 支援（サービス）体系 ・障害者本人を主体として、地域生活が可能となるような支援体系の構築 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成 ・障害者就業センター、ダイアクティブセンター創設 ・施設入所支援、個別生活支援（パーソナルアシスタンス制度創設）等	5 地域移行 ・「地域移行」の法定化 ・地域移行プログラムと地域定着支援	6 地域生活の基盤整備 ・「地域基盤整備10ヵ年戦略」策定の法定化 ・市町村、都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す ・市町村（圏域）、都道府県で、地域生活支援協議会設置
7 利用者負担 ・食材費や光熱水費等は負担。障害に伴う必要な支援は、原則無償 ・高額な収入のある者には、収入に応じた負担。成人は障害者本人、未成年は世帯主の収入を認定	8 相談支援 ・対象は障害者、支援の可能性のある者及びその家族等 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援の継続的なコーディネート ・相談支援専門員	9 権利擁護 ・サービスを希望、または利用する障害者の申請から相談、支給決定、利用、不服申立のすべてに対応 ・オンブズパーソン制度 ・虐待防止と早期発見

10 報酬と人材確保

・「利用者個別給付報酬」を原則日払い、「事業運営報酬」を原則月払い、在宅系支援は、時間制
・誇りと展望をもてる適切な水準の賃金を支払える事業報酬

II 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

- 1 障害者自立支援法の事業体系への移行問題
・事業移行期限終了後も、一定の要件の下で、支援策を継続する。
- 2 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題
・制定及び実施に当たっては、地方自治体の意見を踏まえる
・策定及び実施のための調査、試行事業、研究等

3 障害者総合福祉法の円滑な実施

- 4 財政のあり方
・積算の根拠となるデータの把握／・OECD加盟国の平均値並みの水準／
・障害者福祉予算の漸進的な拡充／・長時間介護等の地域生活支援のための財源措置

III 関連する他の法律と分野との関係

1 医療 ・医療は、福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある ・福祉・保健・医療にわたる総合的な相談支援が必要	2 障害児 ・障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が必要 ・障害を理由に制限されない一般児童施策	3 労働と雇用 ・障害者雇用促進法改正。労働への権利、差別禁止、職場での合理的配慮の提供 ・雇用率や納付金制度の見直し ・労働と福祉の一体的展開
---	--	---

*制度改革推進会議の資料をもとに『みんなのなか』特報部が作成

大事なものとしてあるとするかは議論を残しました。大規模・雑居部屋の解消など権利侵害の実態は明らかにされていません。

5 地域移行は、法定化を求めています。

6 地域生活の基盤整備は、「基盤整備10ヵ年戦略」の法定化。地域生活支援協議会の設置。

7 利用者負担は、障害にともなう支援は原則無償。高額収入者を例外としました。

8 相談支援は重視され、よりきめこまかい相談支援をどの市町村でもできるように。

9 権利擁護は、第三者の訪問によるオンブズパーソン制度が提案されています。

10 報酬と人材確保では、報酬は月額制を基本にし、日額の選択も保障する方向に。

その他では、「障害児」は「子ども子育て新システム」が前提にされていますが、そもそも契約になじむのかの議論不足です。こうした骨格提言をベースにし、厚労省は法案原案づくりをすすめることになります。